



鳥取県公報

令和 7 年 12 月 26 日 (金)
第 9 7 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (698) (孤独・孤立対策課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (699) (企業支援課) 2
	緊急防災等工事計画の変更 (2 件) (700・701) (農地・水保全課) 3
	令和 7 管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量の変更 (702) (漁業調整課) 3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (703) (鳥取県土整備事務所) 3
	土地改良法による換地処分 (704) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 病院局告 示	所有者等が判明しない放置自動車 (6) (鳥取県立中央病院) 4

告 示

鳥取県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
木下 直人	八頭郡八頭町郡家678-28	令和7年10月6日
藤原 朋生	八頭郡八頭町落岩233	〃

鳥取県告示第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ鳥取千代水店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長字行水226-1ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5-1
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 清水 雄作 鳥取市湖山町東五丁目261
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置している者の住所
変更前 鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 清水 雄作 鳥取市行徳一丁目103
変更後 鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 清水 雄作 鳥取市湖山町東五丁目261
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社開放倉庫 代表取締役 佐藤 巖
変更後 株式会社開放倉庫 代表取締役 内海 俊一
- 変更年月日
令和6年12月2日（ただし、3（2）に係る事項は令和5年12月30日）
- 届出年月日
令和7年12月9日
- 縦覧に供する書類
届出書
- 縦覧に供する期間
令和7年12月26日から4月間
- 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 広岡地区 ため池整備）に係る緊急防災等工事計画を変更したので、同項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

緊急防災等工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年12月26日から令和8年1月22日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る緊急防災等工事計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 西谷第2地区 ため池整備）に係る緊急防災等工事計画を変更したので、同項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

緊急防災等工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年12月26日から令和8年1月22日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る緊急防災等工事計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第702号

令和7年鳥取県告示第198号（令和7管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量について）により告示したするめいかの知事管理漁獲可能量について、令和7年12月18日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
鳥取県するめいか漁業	現行水準	96トン

鳥取県告示第703号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 渉	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西二丁目1757-747外1筆（6,418.8平方メートル）	砂（21,801立方メートル）	令和7年12月17日から令和8年12月16日まで	令和7年12月17日

鳥取県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る白谷地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年12月26日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第6号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和7年12月26日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

警告書を貼り付けた日	放置されている場所	車名、塗色、自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
令和7年10月18日	鳥取市江津730（鳥取県立中央病院）	スバル R2 薄青色 鳥取580ね4435	なし	令和8年3月27日以後に処分	鳥取県立中央病院事務局総務課に申し出ること。